

# 官報 号外

昭和五十七年三月十二日

## 第九十六回国 衆議院会議録 第十一号

昭和五十七年三月十二日(金曜日)

議事日程 第十一号

昭和五十七年三月十二日

正午開議

- 第一 豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)
- 第二 石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 沖縄振興開発特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)
- 日程第二 石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第三 炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第四 沖縄振興開発特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 住宅金融公庫法及び北海道防犯住宅建設等促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後零時三分開議

○議長(福田一君) これより会議を開きます。

○議長(福田一君) 日程第一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。

日程第一 豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)

○議長(福田一君) 日程第一、豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。災害対策特別委員長川俣健二郎君。

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔川俣健二郎君登壇〕

○川俣健二郎君 ただいま議題となりました豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨とその概要を御説明申し上げます。

特別豪雪地帯における基幹道路の整備の特例並びに公立の小学校及び中学校の施設等に対する国の負担割合の特例の措置は、昭和四十六年に議員提案により同法に追加されて以来、今日まで十年間にわたり施行されてまいりました。

その結果、豪雪地帯における基幹的な市町村道の整備、また教育施設等の整備が実施され、相当の効果を上げており、地域住民の福祉向上に大きく寄与しているところであります。

しかしながら、いまだ特別豪雪地帯は積雪により交通が途絶する等、冬季間恒常的に豪雪災害の状況下に置かれ、住民の生活は困難を強いられ、かつまた市町村財政は、他の地域に比べ過重な負担を負われ、なお後進性を余儀なくされているところであります。

したがって、引き続き当該地域の定住条件の整備及び国土の均衡ある発展を図るため、これらの施設の整備を推進していくことが必要となっているのであります。

本案は、こうした現状に対処するため、両規定の有効期限をさらに十年間延長し、住民の安全と福祉の向上を図ろうとするものであります。

その主な内容は、

第一に、特別豪雪地帯における基幹的な市町村道で建設大臣が指定するものの改築を道府県が代行することができる期限を昭和六十七年三月三十一日まで十年間延長することといたしております。

第二に、特別豪雪地帯における公立の小学校及び中学校の施設等に対する国の負担割合を三分の二とする特例措置の適用期限を昭和六十六年度まで十年間延長することといたしております。

なお、附則第二項により、第十四条に基づく基幹道路の整備に要する経費に係る国の負担または補助につきましては、地域特例の縮減措置の対象となりますが、これについては、事業の執行及び財政運営に支障の生じることのないよう財政金融上の措置が講ぜられることになっております。

また、この法律は、公布の日から施行することといたしております。

以上が本案の提案の趣旨並びにその概要であります。

○議長(福田一君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

○議長(福田一君) 採決いたしました。

○議長(福田一君) 御異議ありませんか。

日程第二 石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(福田一君) 日程第二、石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案、日程第三、炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。石炭対策特別委員長枝村要作君。

石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案及び同報告書

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔枝村要作君登壇〕

○枝村要作君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、石炭対策特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

昭和五十七年三月十二日 衆議院會議録第十一号 石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案外一案 沖繩振興開発特別措置法等の一部を改正する法律案 三六六

石炭政策につきましては、昨年八月、石炭鉱業審議会から、第七次答申が提出され、石炭鉱業の現状にかんがみ、廃止期限の到来を迎えている関係法律を延長する等、石炭鉱業の自立の達成を目指して、引き続き所要の措置を講ずる必要がある旨指摘されておりますが、今回の改正は、この答申の趣旨に沿って提案されたものであります。

まず、石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、石炭鉱業合理化臨時措置法、石炭鉱業經理規制臨時措置法、産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律及び石油並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法の四法律の改正を一括したものであります。その主な内容は、各法律の廃止期限をいずれも昭和六十二年三月三十一日まで五年間延長しようとするものであります。

このうち、石炭鉱業合理化臨時措置法につきましては、さらに、石炭鉱業合理化基本計画の目標年度の変更、新エネルギー総合開発機構による電力用炭の購入及び販売に関する業務の廃止、重複鉱区における石炭掘採制限の緩和等の改正を行うものであります。

次に、炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、法律の廃止期限を昭和六十二年三月三十一日まで五年間延長しようとするものであります。

両案は、去る二月九日当委員会に付託され、二月二十三日安倍通商産業大臣、初村労働大臣から、それぞれ提案理由の説明を聴取し、以来、参事から意見を聴取するなど、慎重に審査を重ね、三月十一日質疑を終了、まず、石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案について討論を行い、採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決し、次に、炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案について採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案に対し、コールセンター等の事業に対する国の機関による出資の検討、国内炭産先使用の確保、石炭再生産の維持を図るための適切な基準炭価の設定、万全の保安確保対策及び夕張炭鉱の坑内残存者の早急な収容等と内容とする附帯決議が付され、炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案に対し、炭鉱離職者就業事業の計画的合理的実施等と内容とする附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) これより採決に入ります。

まず、日程第二につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第三につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 沖繩振興開発特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(福田一君) 日程第四、沖繩振興開発特別措置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。沖繩及び北方問題に関する特別委員長吉田之久君。

沖繩振興開発特別措置法等の一部を改正する法律案及び同報告書  
〔本号末尾に掲載〕

〔吉田之久君登壇〕

○吉田之久君 ただいま議題となりました沖繩振興開発特別措置法等の一部を改正する法律案につきまして、沖繩及び北方問題に関する特別委員会

における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

昭和四十七年、沖繩県の本土復帰に伴い、沖繩振興開発特別措置法が制定され、これに基づいて総合的な沖繩振興開発計画を策定し、自來、十年にわたって公共事業を初めとして各般の施策が進められてまいりましたところ、復帰時において著しく立ちおくれしておりました社会資本の整備等は逐次進展し、總体的に沖繩県の経済社会は大きな発展を遂げたのでございますが、社会福祉を初め、保健医療、生活環境の整備等、県民生活に密着した分野の整備はまだまだ相当のおくれをとっており、本土との間に大きな格差がありますことを否定することはできない現状にあります。昭和五十五年における一人当たり県民所得を見ましても、国民所得の六八・六％にすぎません。

また、産業構造は、復帰時とほとんど変わっておりません。特に、第二次産業の不振が雇用の拡大に結びつかず、したがって、完全失業率は、本土の二％に対して五・一％と実に二・五倍以上となつておるのであります。社会資本の整備が進む中で、一面においては沖繩の経済社会は依然として厳しい状況に置かれております。

本案は、このような沖繩の状況にかんがみ、振興開発の諸施策を今後とも引き続き推進する必要があるという見地から、法律の有効期限、特例措置の適用期限等の延長並びに公庫業務の拡大等を図って対応しようとするもので、その主たる内容

は次のとおりでございます。

まず第一に、沖繩振興開発特別措置法の有効期限を十年延長して昭和六十七年三月三十一日までとし、新たに昭和五十七年度を初年度として十年にわたる沖繩振興開発計画を策定すること。

また、昭和五十五年四月から沖繩にも過疎地域振興特別措置法が適用されたことに伴いまして、市町村における基幹道路の整備等の規定について所要の整理を行うとともに、新たに辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律を適用することとしているのであります。

第二は、県民生活等への影響を考慮して、沖繩県産酒類に係る酒税の軽減措置等の内国消費税に関する特例措置及び製造用原料品に係る軽減措置等の関税に関する特例措置の適用期限をそれぞれ五年延長するため、沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正することとしております。

第三は、住宅金融公庫法の改正に対応して、沖繩振興開発金融公庫の業務について、宅地造成事業に係る貸付対象を拡大するとともに、現行の宅地債券制度にかえて、新たに住宅または宅地の取得の促進を図るため、住宅宅地債券制度を創設することとしております。

本案は、去る二月十七日本委員会に付託され、翌十八日田邊沖繩開発庁長官から提案理由の説明を聴取し、また、三月二日には参考人各位から貴

昭和五十七年三月十二日 衆議院会議録第十一号

重な意見を聴取するなど、慎重に審査を進めてまいりましたところ、昨十一日質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもちまして原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

なお、本案に対して、全会一致の附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(福田一君) この際、内閣提出、住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。建設大臣始関伊平君。

〔国務大臣始関伊平君登壇〕  
○国務大臣(始関伊平君) 住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

住宅金融公庫は、昭和二十五年設立以来国民大衆の住宅建設に必要な資金等を融通することにより、国民の住生活の安定と社会福祉の増進に寄与してまいったところであります。今後なお一層国民の良質な住宅の取得の促進と良好な居住環境の確保を図っていくためには、住宅金融公庫の融資について、その効率化にも配慮しつつ、諸般の改善措置を講ずることが必要であると考えられます。

この法律案は、以上のような観点から、今国会に提出された昭和五十七年度予算案に盛り込まれている住宅金融公庫の業務に係る貸付制度の改善等に関して、住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法に所要の改正を行おうとするものであります。

次に、その要旨を申し上げます。  
第一に、良質な宅地の供給を促進するため、宅地造成資金貸し付けの対象事業として、借地方式による宅地造成事業、特定土地区画整理事業以外の土地区画整理事業等を追加することとしたしております。

第二に、簡易耐火構造の住宅に一定の耐火性能を有する構造の住宅を加え、住宅金融公庫の貸付内容の充実を図ることとしたしております。

第三に、土地担保貸付住宅資金貸し付けの対象建築物について、階数が三階以上とされている要件を緩和することとしております。

第四に、規模の大きい住宅に対する国民の要望

にこたえ、良質な住宅の取得の促進を図るため、個人住宅資金貸し付けに係る貸付金について、住宅の規模に応じて異なった貸付金額及び利率で貸し付ける規模別貸付制度を導入することとし、これに伴い一定の規模の個人住宅に係る貸付金の利率の特例を設けることとしております。

第五に、個人住宅建設資金貸し付け及び賃貸住宅資金貸し付けの貸付金について、貸し付けの日から十年経過後においては、当初十年間の利率の上限とは異なる利率を上限とする段階金利制を導入することとしております。

なお、所得が低額であり、かつ、居住の安定を図る必要がある者については、貸し付け後十一年目以降においても当初十年間における利率を適用することができるよう措置することとしております。

第六に、適切な住みかえを促進し、住宅の有効利用を図るため、既存住宅の購入に係る貸付金の利率を引き下げるとともに、貸付条件を法律で定めることとしております。

第七に、住宅積立郵便貯金の預金者に対する貸し付けについて、通常貸付分と割り増し貸付分とを分離して貸付金の利率を定めるとともに、みずから居住するため施設建築物内の住宅を購入する場合を貸し付けの対象に加えることとしております。

第八に、計画的な貯蓄による住宅または宅地の取得を推進するため、現行の宅地債券制度にかえ

沖繩振興開発特別措置法等の一部を改正する法律案の法律案についての始関建設大臣の趣旨説明

住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正す

昭和五十七年三月十二日 衆議院會議録第十一号

住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する小野信一君の質疑

三六八

て、住宅金融公庫住宅地債券制度を創設するとともに、債券引受者に対して割り増し貸し付け等を行うことといたしております。

第九に、公庫融資に係る賃貸住宅の家賃限度額を算定するに当たり、著しい建築物価の変動等が生じた場合において参酌すべき費用に関する規定を整備することといたしております。

第十に、住宅金融公庫の昭和五十七年度から昭和五十九年度までの各年度の特別損失について、後年度に国が交付金を交付して補てんすることといたしております。

第十一に、これらの改正に伴い、所要の規定の整備を行うことといたしております。  
以上が住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(福田一君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。小野信一君。

〔小野信一君登壇〕

○小野信一君 日本社会党を代表して、住宅金融公庫法の一部を改正する法案に若干の質問をいたします。

西ドイツの首相アデナウアーは、敗戦直後ケルンの瓦れきの上に立って、すべてを住宅建設へと訴え、その解決を政治の最重要課題にいたしました。

いまから四十八年前、一九三四年、アメリカ大統領フランクリン・ルーズベルトは、国民の三分の一が貧しい身なりをし、貧しい食べ物を取り、貧しい住宅に住んでいるのを私は知っている。国は、このようなことが正義でないことを知っており、かつ理解して、この根絶に乗り出そうとして

いると述べ、国民が貧しい衣食住の中に生活することは正義の原則に反すると強調し、住宅問題を政治の重要課題の一つに取り上げ、ニューディールの重要政策といたしました。

具体的には、精緻な住宅金融制度をつくり、住宅供給価格に占める金利を極端に抑え、富の少数者への偏在と貧しい人々の生活水準の低下を防ぎました。その結果、アメリカの住宅規模は、一九七〇年現在、新築の持ち家の平均部屋数は五・七、借り家のそれは四・一で、一世帯用住宅の平均面積は百十平方メートル以上が七〇%以上を占めるに至りました。一世帯用住宅の平均価格は二万三千四百ドルで、平均世帯年収の二・五倍、連邦政府の保証保険つき住宅は平均一万九千二百ドルで、平均世帯年収の二倍で入手可能です。

わが国のある総理は、高度成長期の折、ムジナだつて自分の穴は自分で掘る、まして人間が自分の住まいを自分でつくるのは当然なことだと言

切りました。自分の住まいは自分の力で、これがわが国の戦後の住宅政策の基本でありました。この結果、わが国では、住宅を購入するのに現在七年と六カ月分に近い資金を犠牲にしなければなりません。この傾向は、今後さらに強まることでありましょう。

政府にしてみれば、金がかかる公営公団住宅に比べて、住宅金融公庫の融資枠を拡大したり、融資額を引き上げるといった財投資金の利用で住宅建設計画の数字合わせができ、しかも景気刺激に即効的な効果があるのですから、こんな楽な政策はありません。

このわが国の住宅事情を昭和五十四年度の建設白書は次のように説明しております。わが国の住宅問題は、これまでの高度成長を通じて量的には解決され、質の面でも、客観的な指標によれば改善は著しいが、主観的な意識の面ではよりよい住環境への希望が先行して、そのために困窮感が依然として去らないと書いてあります。しかし、住宅実態調査によりますと、世帯数の三八・九%が困窮し、借り家階層では五〇%以上の人々が何とかしなければならぬと非常に困窮感を持っております。量の解決が質を伴わなかったために、現実には量の解決にはならず、建設白書のロジックと国民感情とは全くかけ離れたものになっております。

以上のような分析と考え方に立って、最初に経済企画庁長官にお尋ねいたします。

昭和五十七年度の経済見通しでは、百三十万戸の住宅建設、そして投資額は前年対比一〇・四%の増加が見込まれていますが、物価と地価の上昇をどの程度見込み、勤労者の実質所得増をいかに算定し、金利変動の要素をどのように加味したのか、そしてこの目標の達成のためには、可処分所得と金利変動についてどんな見解を持っておられるのか、具体的な説明と、その所見をお伺いいたします。

質問の第二は、経済活動と地価との関係についてです。私も、これからの日本経済の展望を切り開くためには、住宅土地問題の解決が決定的な条件となると考えております。そのために、国土利用計画法の改正や土地評価制度の一元化等を再三提起してまいりました。

そこでお伺いしますが、世界でも比類のない地価上昇を続けるわが国の土地問題は、近年、わが国の経済政策の遂行の上にとんだ悪影響を与えてきたのか、そして今後の経済運営にどのような影響が想定され、さらに物価と地価とはどんな関係にあるとき望ましいパターンと考えておられるのか、長官の所見をお伺いいたします。(拍手)

質問の第三は、住宅金利と建設戸数と経済成長との関係についてです。

長官は、前の臨時国会で、住宅金利の引き上げは経済情勢からして好ましいものではないことを再三述べておりました。二段階制とはいえ、新た

な事態である金利の引き上げについて長官の所見をお伺いすると同時に、建設戸数と今後の経済への影響をどのように分析しておられるのか、答弁を求めます。

第四は、建設大臣にです。

住宅政策にいま要求されているのは、長期にして不変の基本方針であり、そのために必要な理念であります。このために、歴代の建設大臣は、何れも住宅基本法の制定について、この本会議場で質問を受けました。

改めて大臣にお尋ねします。あなたの在任中に、住宅基本法を国会に提出する意欲がございませぬか。そして、かねてからの約束である野党との協議を行い、早急に決定する御意思がございませぬか。大臣の答弁を求めます。(拍手)

質問の第五は、土地供給の見直しについてです。

本年度を初年度として六十五年度までの十年間の宅地供給長期見通し計画がありますが、五十七年の土地税制の改正によって、具体的にどの程度を期待し、五十六年度に比して何%の供給増を見、特に初年度ですでに大きく落ち込んでいる三大都市圏の前期計画三万二千二百ヘクタール、後期二万九千二百ヘクタールの推計にそごが生じていないかどうか、答弁を求めます。

六つ目は、二段階金利の導入と公庫の財政問題についてです。

建設省は、すでに五十六年度に、公庫への利子

補給金のうち六百六十一億円を財投から借り入れしており、五十七年度でも、五百十七億円の借り入れが見込まれております。この償還については、建設省は、利用者には迷惑をかけないとしてきましたが、今日、金利の引き上げで負担増をもたらそうとしております。

そこでお尋ねしますが、五十七年度以降の財政再建期間中に、公庫に対する利子補給金はどの程度見込み、そのうち財投からの借り入れは幾らになるのか。そして、その償還方法と、その計画の説明を求めます。

また、二段階金利制は十一年目からですが、今日の財政事情からすれば、むしろ再び金利の引き上げの動きの方が心配です。建設省の住宅金利に對しての考え方と、その対策について、大臣の決意のほどをお伺いいたします。

第七の質問は、法改正と家賃との関係についてです。

この公庫法の改正によって、公庫融資を受けて建設される賃貸住宅、具体的には地方住宅供給公社の賃貸住宅約十二万戸の家賃が値上げになります。現行制度でも、公社住宅家賃は、維持修繕費については値上げができることになっており、現実にも公社と住民との話し合いで行われてまいりました。

ところが、今回の改正では、物価が上昇すれば家賃が値上げできるようになります。他の公共料金と同様、政策的に抑制措置がとられている公共

住宅家賃を物価に連動させるのは、公共住宅の性格に反するものです。同時に、公社住宅家賃は公庫融資償還の性格を持つものであり、それ以外の要素を家賃に混入させることは、いわれなき負担と言わざるを得ません。

また、住宅地審議会答申でも、公正で民主的な家賃変更のルールをつくるように指摘されているにもかかわらず、これを無視して、法律で家賃を強制的に引き上げようとするのは問題です。審議会の答申と行政の責任との関係について、建設大臣の所信をたいたします。

最後に、総理にお尋ねいたします。

昨年の秋、行革特別法の審議中、第十七条の公庫金利の政令加算制度について大きな議論があり、建設大臣はもとより、大蔵大臣、経済企画庁長官、そして総理も、その所信を表明いたしました。そのときの共通の認識は、住宅建設の落ち込みと住宅改善への強い要望を勘案すれば、金利の引き上げは好ましいものではなく、極力実施しないように努力することであつたはずで、また、昨年の秋、すでに二段階金利制の導入もうわさされましたが、大蔵大臣はこれを強く否定いたしました。しかし、現実には、予算案の決定の際に、特例法第十七条はもとより、二段階金利制の導入を初めとする公庫法の改正が決定されました。短期間に二回も金利制度を手直したのに、一方で

は、住宅融資という性格からして好ましくない措置と、これらの一連の発言と政策決定とのそごに

ついて、総理の所見を伺って、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣鈴木善幸君登壇〕

○内閣総理大臣(鈴木善幸君) 小野信一議員にお答えをいたします。

さきの臨時国会で成立した行革関連特別法におきまして、公庫金利の弾力化を図った趣旨は、特例適用期間中において、貸付金利の見直しが機動的かつ円滑に実施できるよう体制の整備を行うとすることでありまして、具体的に政令を制定する際には、公庫融資の社会的、経済的必要性と財政負担との調和が図られるよう進めてまいりたいと考えております。

昭和五十七年度予算では、個人住宅等の主要な貸し付けにつきましては、行革関連特別法による金利引き上げを行わないことといたしております。

なお、段階金利制の導入についてであります。これは借入後十年間も経過すれば、所得の増などもあって返済負担が軽減されることとなりましょうから、財政援助の効率化を図って、今後の公庫融資が円滑に実施できますよう体制整備を行うおうとするものでありまして、臨時国会における論議とそごを来すものではないと思っております。残余の質問につきましては、所管大臣から答弁をいたさせます。(拍手)

〔国務大臣始開伊平君登壇〕

○国務大臣(始開伊平君) お答えいたします。

昭和五十七年三月十二日 衆議院會議録第十一号 住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案の總旨説明に対する小野信一君の質疑

住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案の總旨説明に対する小野信一君の質疑

三七〇

まず第一に、住宅基本法についてのお尋ねであります。住宅基本法につきましては、住宅政策の目標を初め基本的事項について検討を進めておりますが、住宅政策の体系及び具体的施策については、なお第二次臨時行政調査会の審議経過等を踏まえて広範な検討を行い、その上で諸方面との調整を行って、法案の国会提出に努めてまいりたいと考えております。

次に、土地税制改正の効果及び宅地需給の見通しについての御質問であります。現行土地税制の基本的部分は、昭和四十七、八年当時の異常な土地投機状況を背景に整備されたものであります。このような投機が鎮静化した今日においては、これが土地の流動化を阻害し、近年の宅地供給停滞の一因になっておると考えられます。

このような状況を踏まえ、今回の土地税制の改正は、良好な住宅地供給の促進、住みかえの促進等の見地から、個人の譲渡所得課税の改善を初め所要の改善を行うこととしたものであり、これらの改正による効果については、経済情勢等の影響もあり、数量的に言うことはむずかしいのであります。土地の流動化の促進を通じて、住宅地供給の促進に相当の効果を上げるものと期待しております。

なお、建設省としては、土地税制の改正とあわせて各種施策を総合的、積極的に推進する所存であり、これにより、御指摘の宅地需給見通しに示した程度の必要な宅地供給が行われるものと期待

いたしております。

次に、財政再建期間中の公庫補給金につきましては、昭和五十七年度は約三千三百億円であり、昭和五十八、五十九年度の両年度においては、額は確定しておりませんが、これを上回るものと見込まれております。今回提出しております公庫法の改正案では、これらの補給金のうち、一定の範囲内で政令で定める金額を繰り延べることでござることとして、昭和五十七年度は五百十七億円を繰り延べることであります。

また、これらの繰り延べた金額の補てんについては、昭和六十年から昭和六十六年度までの間において、毎年度予算で定めるところにより交付金の交付を行うこととしてあります。

なお、二段階金利制との関係において再び金利引き上げの動きがあるのではないかとのご心配がござりますが、そのような話は聞いておりませんし、建設省としては、今回提案している金利体系の維持が適切であると考えております。

最後に、公共賃貸住宅の家賃についての御質問でございますが、昭和五十六年八月六日に、住宅地審議会から家賃制度についての答申をいただいております。本答申では、公共賃貸住宅の家賃のあり方について、第一に、家賃がそれぞれの施策対象層にとつておおむね適正な家賃支出の限度内にあり、第二に、家賃が新旧住宅相互間、公共賃貸住宅相互間で不均衡が生じないようにする必要があるとして、公社賃貸住宅の既存家賃の変更

制度を見直す必要があるとするともに、具体的な公共賃貸住宅家賃の変更には、適切な手続に基づく必要なルールづくりを行い、公正かつ円滑に変更が行われるよう配慮する必要があるとしてあります。

今回の公庫法の改正は、このような公共賃貸住宅のあり方に照らし、公社賃貸住宅の家賃の限度額の算定制度を見直すこととしたものであります。

今後、各管理主体が家賃の変更を行うに当たっては、以上の答申の趣旨に沿って、それぞれの地域の実情に即しながら、限度額の範囲内で公正、妥当かつ円滑に行われるよう指導してまいらる所存であります。(拍手)

〔国務大臣河本敏夫君登壇〕

○国務大臣(河本敏夫君) 宅地価格についてどう考えるか、こういうお話でございますが、いま住宅価格が上がっております最大の原因はここにあり、この価格が上がる原因は、全国的に宅地の不足は約五割とされておりまして、大都会では約一〇％と言われておりまして、この宅地の供給不足が宅地価格の上昇を招いておるわけでございまして、そこで、今回の住宅政策におきましては、宅地供給がふえるようなあらゆる政策を動員をしておりますので、今後は、需給関係が緩和をすることによりまして、宅地の価格の上昇はある程度小幅になるであろう、このように私どもは考えております。

それから第二は、所得はどのように入ると考えておるかということでございますが、五十七年度におきましては、一人当たりの雇用者所得の伸びは六・九％、雇用者全体の所得の伸びは八・六％と想定をいたしております。

なお、二段階金利につきましては、先ほど御答弁がございましたから、省略をいたします。(拍手)

○議長(福田一君) これにて質疑は終了いたしました。

午後零時五十一分散会

出席国務大臣

- 内閣総理大臣 鈴木 善幸君
- 通商産業大臣 安倍晋太郎君
- 労働大臣 初村浩一郎君
- 建設大臣 始岡 伊平君
- 国務大臣 河本 敏夫君
- 国務大臣 田邊 國男君
- 国務大臣 松野 幸泰君

出席政府委員

- 建設省住宅局長 豊蔵 一君

○朗読を省略した議長の報告

(報告書受領)

一、昨十一日、内閣から次の報告書を受領した。  
昭和五十六年度第二・四半期における予算使用の状況

(理事補欠選任)

一、去る九日、予算委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 大内 啓伍君 (理事大内啓伍君去る二月二十六日委員辞任につきその補

欠)

理事 鈴切 康雄君 (理事鈴切康雄君去る二月二十七日委員辞任につきその補

欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

瀬戸山三男君 亀井 静香君

根本龍太郎君 木村武千代君

原田 憲君 高村 正彦君

藤田 義光君 佐藤 文生君

村山 達雄君 今枝 敬雄君

矢野 絢也君 鍛冶 清君

外務委員

辞任

不破 哲三君 補欠 東中 光雄君

通信委員

辞任

正木 良明君

予算委員

辞任

亀井 善之君

鴨田利太郎君

近藤 元次君

宮下 創平君

岡本 富夫君

米沢 隆君

東中 光雄君

植竹 繁雄君

大橋 敏雄君

草野 威君

山原健二郎君

決算委員

辞任

竹本 孫一君

議院運営委員

辞任

甘利 正君

田島 衛君

田島 衛君

甘利 正君

社会労働委員

辞任

菅 直人君

補欠

大橋 敏雄君

藤田 義光君

根本龍太郎君

瀬戸山三男君

大橋 敏雄君

竹本 孫一君

山原健二郎君

村山 達雄君

矢野 絢也君

正木 良明君

不破 哲三君

和田 一仁君

田島 衛君

田島 衛君

甘利 正君

菅 直人君

田川 誠一君

科学技術委員

辞任

田川 誠一君

菅 直人君

菅 直人君

田川 誠一君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

補欠

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

北村 義和君

久間 章生君

山下 徳夫君

岡本 富夫君

石原健太郎君

白井日出男君

桜井 新君

泰道 三八君

中村正三郎君

鍛冶 清君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

中村正三郎君

桜井 新君

白井日出男君

鍛冶 清君

菅 直人君

山下 徳夫君

久間 章生君

金子 岩三君

北村 義和君

岡本 富夫君

石原健太郎君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

昭和五十七年三月十二日 衆議院会議録第十一号 朗読を省略した議長の報告

昭和五十七年三月十二日 衆議院會議録第十一号 朗読を省略した議長長の報告

三二二

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

文教委員会 付託

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

一、昨十一日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)

(議案付託)

一、去る九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

旅行業法の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号) 運輸委員会 付託

放送法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号)

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めの件(内閣提出、承認第一号)

以上二件 通信委員会 付託  
一、去る十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第五四号)

地方行政委員会 付託

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の

一部を改正する法律案(内閣提出第五三三号)

(議案送付)

一、去る九日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

昭和五十七年度一般会計予算  
昭和五十七年度特別会計予算

昭和五十七年度政府関係機関予算

一、昨十一日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)

(答弁書受領)

一、去る九日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員土井たか子君提出「国の利害に関するある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律」の運用の実態に関する質問に対する答弁書

「国の利害に関するある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律」の運用の実態に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

提出者 土井たか子

衆議院議長 福田 一殿

「国の利害に関するある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律」の運用の実

態に関する質問主意書

先に、成田空港建設事件(東京地方裁判所昭和四十五年(行ウ)第四八号及び同昭和四十六年(行ウ)第一〇五号)に関連して、標題を同じくする質問主意書(昭和五十四年十一月十六日付)を提出し、行政権と司法権との関係に係る諸点を質したが、「国の利害に関するある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律」等を誠実に執行しなければならぬ被告指定代理人らの応訴態度や、右事件に係属する東京地方裁判所民事第二部(行政部)との関係に疑義があることなので、同事件に係る行政事件訴訟法や民事訴訟法の解釈をも含め、前回と同様の趣旨の下に、以下、鈴木善幸首相の御見解を賜りたい。

一 昭和五十六年十二月十七日の第四八回口頭弁論において、被告指定代理人らは、昭和五十六年十二月十日付乙第四七号証訂正書を乙第六三三号証として提出したが、乙第四七号証自体については、(1)昭和五十一年四月八日付で空港公団がその責任において、成田空港に係る「用地買収の経過と取用手続に関する業務資料」として内部的な事務処理の必要上作成したものであり、(2)取用手続の経過と概要を立証する資料として、全体として適当な内容であると被告指定代理人らが、判断し、被告建設大臣の処分適法性を立証する書証として提出したものである」とすでに答弁されていた(内閣参質九一第一一号、同九二第三号)。そこで、

- 1 被告指定代理人らは、乙第四七号証を書証として提出する際にすでに、乙第六三三号証で訂正された「誤記」の存在を承知していたのか。
- 2 空港公団は、右「誤記」の存在をいかなる契機によりいつ承知するに至ったのか。
- 3 空港公団は、業務の参考に資するため、右「誤記」の訂正をどのような手続によりいつ行ったのか。
- 4 乙第四七号証訂正書の作成は、被告指定代理人らの要請によるのか。その他のような契機によるのか。
- 5 ところで、乙第四七号証には、もはや「誤記」は存在しないのか。
- 6 例えば、昭和四十七年六月十七日付第七次明渡裁決申立は、三件九筆について行われたのではないのか。当該申立に係る事件番号(46)、(47)及び(48)の各々の対応する筆数を示されたい。
- 7 その他乙号証全体を通じて、「誤記」ないし虚偽表示は存在しないと云えるのか。乙第三六号証や同三七号証についてはどうか。
- 二 同じく右口頭弁論において、被告指定代理人らは、事業認定及び特定公共事業認定に係る本件各起業地の位置を明らかにするため乙第六四号証として、空港公団作成に係る「本件事業認定及び本件特定公共事業認定に係る起業地位置図」を提出し、同図面作成の年月日については、前日の「十二月十六日にしてもらおう」と開陳し、



また、事業認定申請書及び特定公共事業認定申請書の添付書類たる「起業地及び事業計画を表示する図面」については、本件各認定処分の適法性を立証する書証として提出するつもりはないと述べたという。そこで、

1 乙第六四号証として提出された右図面の作成は、被告指定代理人の要請によるのか、それとも空港公園独自の目的のためか。独自の目的であれば、それは何か。

2 右図面は、本件特定公共事業認定申請書に添付された新東京国際空港第一期建設事業の区域位置図の単に標題を変更したものに過ぎないのではないのか。とすれば、何故、標題を変更する必要があつたのか。

3 本件各起業地の範囲については、どのようなにして立証するのか。

4 本件各起業地の範囲の適否が、本件各認定処分の適法性とは関係がないというのであれば、その理由を示されたい。

5 建設大臣は当時、本件各認定処分に当たり、本件各認定申請書添付書類たる「起業地及び事業計画を表示する図面」によることなく、その適法性を判断したのか。また、「起業地及び事業計画を表示する図面」が申請書添付書類とされている理由のすべてを示されたい。

6 必要の添付書類である「起業地及び事業計

画を表示する図面」を欠く本件各認定申請書により、本件各認定処分の適法性を司法権に判断させようというのか。とすれば、その理由は何か。

7 とところで、昭和五十三年五月二十日開港に必要となつた事業施設は、そのすべてが、本件特定公共事業認定申請書添付の新東京国際空港第一期建設事業の区域平面図に記載された事業計画に係る事業施設と同一のものか。同一でない事業施設があれば、その変更又は新設の時期(年月日)及び理由を事業施設ごとに示されたい。

三 同じく右口頭弁論において、被告指定代理人らは、訴え却下申立書を提出・陳述し、その中で、駒井野団結小屋を共有していた故戸村一作氏は、同団結小屋が緊急判決に基づく第二次代執行により除却され当該敷地が成田開港以降四千メートル滑走路用地として供用されているので、本件各訴訟における原告適格を有しなくなつたと言ふべきである等の主張をなしているという。そこで、  
1 右団結小屋が緊急判決に基づく第二次代執行により除却され、当該敷地が成田開港以降四千メートル滑走路用地として供用されていることを、どのようにして立証するのか。  
2 故戸村一作氏に本件各訴訟における原告適格を有しなくさせた第二次代執行や四千メートル滑走路の供用開始は、「何人も、裁判所

において裁判を受ける権利を奪はれない。」と規定した憲法第三十二条に違背しているといふことなのか。第二次代執行や四千メートル滑走路の供用開始は、故戸村一作氏の原告適格を有しなくさせていながら、なお、故戸村一作氏の裁判を受ける権利を侵害していないというのであれば、その理由を示されたい。

3 本件各訴訟の確定判決に至るまで原告適格を有し続けるために、故戸村一作氏は何を為すべきであつたのか、御教示賜りたい。

4 第二次代執行でその生活・生存の場を追われた故小泉よね氏についても、故戸村一作氏同様、本件各訴訟において原告適格を有しなくなつているのか、理由を付して明らかにされたい。

5 例え、四千メートル滑走路用地として供用されている土地の従来所有者も、故戸村一作氏同様、本件各訴訟において原告適格を有しなくなつているのか、理由を付して明らかにされたい。

6 右訴え却下申立書は撤回しないのか。とすれば、その理由は何か。  
四 同じく右口頭弁論において、被告指定代理人らは、昭和五十六年七月十六日付原告代理人ら申立に係る訴訟参加申立に対する意見書を提出し、異議を申立てたが、そのうち一についての陳述したという。そこで、

1 時岡裁判長は、被告指定代理人・川勝隆

之氏に右陳述を求めた上、二の補助参加の申立については、「陳述しませぬね」とたまたみかけ、川勝代理人は即座にこれに従つたという。右「一部陳述せず」については、事前に時岡裁判長と川勝代理人の間に直接・間接はともかく打合せがあつたのか。

2 川勝代理人は書面を作成して主張までしていながら、何故、時岡裁判長の言に「呼応」して陳述を行わなかつたのか。

3 とところで、川勝代理人はすでに前回の昭和五十六年十月八日付第四七回口頭弁論において、時岡裁判長の求めに対して、訴訟参加の申立については特に意見はないと開陳し、調書に記載させているという。「特に意見はない」から異議申立の意見書提出へと大きく変更したのは、時岡裁判長からの指摘によるのか。その間の経緯・事情を明らかにされたい。

4 異議権の喪失を規定する民事訴訟法第六十七條によれば、川勝代理人は異議を述べた権利を第四七回口頭弁論において放棄していただけないのか。放棄したことにならないのであれば、その理由を根拠を付して示されたい。

5 同時進行中の審査請求事件において、建設大臣は当該同一人の審査請求人の地位の承継を認めている(昭和五十六年七月二十日付建設省計総発第一五六号)。川勝代理人の「特に

意見はない」との開陳は、これを受けてのことだったのでないのか。

6 成田問題の一体的解決という観点に立つならば、建設大臣同様、法務大臣も被告指定代理人らをして当該訴訟参加を認めさせてもよかつたのではないのか。

7 当該訴訟参加をむげに排除することが、本件各訴訟に一体いかなる意義・価値をもたらすというのか。

8 右訴訟参加申立に対する意見書は撤回しないのか。とすれば、その理由は何か。

五 民事訴訟法の解釈等について

1 民事訴訟法の維持・管理は、法務省民事局の所管ではないのか。その他同法を所管する事務局名を示されたい。

2 民事訴訟法第三百八十七條にいう判決の手續とは、同法第八十六條から同百九十一條に規定されるものではないのか。その他のどの条項を指しているのか示されたい。

3 判決の手續の一つである民事訴訟法第八十七條第三項は、昭和二十三年に追加されたものであるが、追加を必要とした理由及び立法の趣旨を示されたい。

4 右追加条項は、訓示規定か、効力規定か。その他いかなる効果を有する規定か、根拠を付して明らかにされたい。

5 民事訴訟法第三十七條は、裁判官の忌避について規定するが、裁判の公正を妨ぐべき事

情という忌避の要件を具体的に示されたい。

6 第一審の判決又は結審前の段階で、民事訴訟法第三百八十七條にいうがごとき、判決の手續が法律に違背していることが明白な場合、右忌避の要件が成立していることとなるのか、根拠を付して明らかにされたい。

7 民事訴訟法第八十七條第三項にいうがごとき、合議体の裁判官の過半数が更迭した場合に従前訊問した証人に付当事者が更に訊問の申立を為した時、それでも訊問が行われなかつた場合、右忌避の要件が成立していることとなるのか、根拠を付して明らかにされたい。

8 民事訴訟法第六十七條にいうがごとき、異議権を喪失した当事者に異議を述べたる権利をなしくずし的に回復・行使させることは、右忌避の要件が成立していることとなるのか、根拠を付して明らかにされたい。

9 とところで、時間裁判長は、昭和四十年四月から同四十九年三月まで法務省民事局に在職し、翌四月から本件各訴訟が係属する東京地方裁判所民事第二部の裁判官となつたと聞くが、事実か。

六 内閣答弁書(内閣衆質八九第四号)別表で、本件各訴訟の提訴以前に提訴され、東京地方裁判所民事第二部に係属中の事件として番号40から52のものが示されていたが、このうち現在もなお係属中のものの番号を示されたい。

右質問する。

内閣衆質九六第三号

昭和五十七年三月九日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

衆議院議長 福田 一殿

衆議院議員土井たか子君提出「国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律」の運用の実態に關する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員土井たか子君提出「国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律」の運用の実態に關する質問に對する答弁書

一について

1 から4まで 被告指定代理人及び新東京国際空港公団(以下「空港公団」という。)は、乙第四十七号証が提出された後、再検討したところ、誤記を知つたものであり、被告指定代理人の要請により、空港公団が昭和五十六年十二月十日裁判所に提出するため乙第六十三号証を作成したものである。

5 から7まで 乙第四十七号証についてはほかに誤記はなく、他の乙号証については誤記はないと考えている。

なお、昭和四十七年六月十七日付け明渡裁決申立てに係る事件番号46及び47は各一筆、

同48は二筆の土地である。

二について

1 及び2 御指摘の図面は、被告指定代理人の要請により、空港公団が御指摘の区域位置圖を基にして、本件事業認定及び本件特定公共事業認定に係る各起業地の位置關係を明らかにするために作成したものである。

3、4及び6 本件各起業地の位置の適否は、本件各認定処分 of 適法性と關係があると考えているが、これらの点については、既に提出した証拠により、裁判所の判断がいただけるものと考えている。

5 御指摘の図面は、事業認定又は特定公共事業認定を行う場合の要件審査の資料として、認定申請書の添付書類とされているものであり、本件各認定処分においても、判断資料の一つとされている。

7 新東京国際空港は、御指摘の事業計画に係る諸施設がほぼ整備されたため開港されるに至つたものであり、いまだ完成されていない諸施設については、今後できるだけ早期に完成させるよう努力しているところである。

三について

1 御指摘の点については、既に立証を終えたものと考えている。

2 及び3 故戸村一作氏は、昭和四十六年九月千葉地方裁判所に対し、第二次代執行の停止を申し立てたが、同裁判所によりこれを却下

されたため、代執行により御指摘の団結小屋が撤去され、その後御指摘の滑走路の供用が開始されたものである。

憲法第三十二条の規定は、個々の具体的訴訟について当事者に本案判決を受ける権利を保障したのではない。したがって、故戸村一作氏が原告適格を欠くため本案判決を受けることができなくなつたとしても、同氏の裁判を受ける権利が侵害されたことにはならないと考える。

4及び5 被告は、御指摘の人々について、訴え却下の申立てをしているわけではない。

6 御指摘の訴え却下申立書による申立ては、正当であると考えているので、これを撤回するつもりはない。

四について

1 御指摘のような打合せがされた事実はない。

2 被告指定代理人はあえて陳述する必要がないものと考えたからである。

3 被告指定代理人において検討した結果、意見書の提出に至つたものである。

4 御指摘の場合には、民事訴訟法第六十七条の規定の適用はないものと考えている。

5 御指摘のような事実を受けて御指摘のような陳述をしたものではない。

6から8まで 御指摘の点は、裁判所の判断事項であり、既に昭和五十六年十二月二十二日

に却下決定がされている。

五について

1 御指摘のとおりである。

2 御指摘のとおりと考える。

3 証人尋問について、直接主義、口頭主義を實質的に保証するため新設されたものであると考へている。

4 再尋問の申出があるのにこれを実施しないのは原則として違法である。しかし、当事者から再尋問の申出があつた場合でも、その証人尋問が争いのない事実に関するものである場合、その申出が訴訟遅延のみを目的とする

と認められる場合、他の証拠により既に十分に心証が形成されているような場合等には、申出を却下することも許されるものと考えている。

5 裁判の公正を妨ぐべき事情とは、通常人が判断して、裁判官と事件との関係からみて偏らば、不公正な裁判がされるであろうとの懸念を当事者に起こさせる客観的な事情をいふものと考えている。

6から8まで 御指摘のような場合であつても、直ちに裁判の公正を妨ぐべき事情があるとはいえないので、忌避の要件を満たすことにはならないと考へる。

9 御質問のうち、時間泰氏が昭和四十年四月十六日から昭和四十九年四月十日までの間法務省民事局に在職し、同日判事に任命されたことは承知しているが、その他は承知して

ない。

六について

御指摘の事件は、いずれも係属中である。右答弁する。

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案

律案

右の議案を提出する。

昭和五十七年三月十一日

提出者

災害対策特別委員長 川俣健二郎

法律

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案

豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「昭和五十七年三月三十一日」

を「昭和六十七年三月三十一日」に、「行なう」を

「行う」に改める。

第十五条第一項中「行なう」を「行う」に、「昭和

五十六年度」を「昭和六十六年度」に、「こえる」を

「超える」に改め、同条第二項中「行なう」を「行

う」に、「昭和五十六年度」を「昭和六十六年度」に改

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律の一部改正)

2 行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律(昭和五十六年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一中 奥地等産業開発道路整備臨時措置法(昭和三十九年法律第一百五号)第五條第二項を

豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第十四條第五項及び第六項 奥地等産業開発道路整備臨時措置法(昭和三十九年法律第一百五号)第五條第二項 に改める。

理由

豪雪地帯対策特別措置法の施行状況にかんがみ、特別豪雪地帯における基幹道路の整備の特例並びに公立の小學校及び中学校の施設等に対する国の負担割合の特例の措置を引き続き十年間講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約四十八億円の見込みである。

昭和五十七年三月十二日 衆議院會議録第十一号 石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案及び同報告書

三七六

石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和五十七年二月九日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律

(石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正)

第一条 石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八十八条」を「第八十七条」に改める。

第二条第一項中「第三十五条の十第四項」を「第三十五条の十第二項」に改める。

第三条第二項第一号中「昭和五十六年度」を「昭和六十一年度」に改める。

第二十五条第一項中第十七号を削り、第十八号を第十七号とし、第十九号を第十八号とし、同条第二項中「前項第十九号」を「前項第十八号」に改める。

第二十六条第二項第十五号を削る。

第三十五条中「第三十五条の十一第一項」を「第三十五条の十三第一項」に改める。

第三十五条の十第二項及び第三項を削り、同条第四項を同条第二項とする。

第三十五条の十一を第三十五条の十三とし、第三十五条の十の次に次の見出し及び二条を加える。

(放棄鉱業権に係る鉱床等における掘採の制限)

第三十五条の十一 廃止事業者又は廃止会社が放棄した鉱業権(以下この項及び次条において「放棄鉱業権」という。)の鉱床の区域に重複する鉱床がある場合におけるその重複する鉱床の掘採権者は、その重複する区域について

は、通商産業大臣の許可を受けた場合を除き、当該放棄鉱業権に係る鉱床において石炭を掘採してはならない。

2 掘採権者は、廃止事業者又は廃止会社が放棄した租鉱権(以下この項及び次条第二項において「放棄租鉱権」という。)の租鉱床の区域(放棄租鉱権が特定の鉱床を目的とするものである場合には、その鉱床)においては、通商産業大臣の許可を受けた場合を除き、石炭を掘採してはならない。

第三十五条の十二 通商産業大臣は、前条第一項の許可の申請があつた場合において、その申請が次の各号に適合すると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 その申請の区域における当該放棄鉱業権に係る鉱床と当該重複する鉱床に係る他の鉱床又は当該鉱床の周辺の掘採権に係る鉱床とを一体的に開発することが鉱床の位置形状その他鉱床の状態からみて著しく合理的であること。

二 その申請に係る掘採権者が鉱床の一体的な開発に関する適切な計画を有し、かつ、当該計画を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有することその他通商産業省令で定める事業の運営に関する基準に該当するものであること。

2 前項の規定は、前条第二項の許可に準用する。この場合において、前項第一号中「その申請の区域における当該放棄鉱業権に係る鉱床と当該重複する鉱床」とあるのは、「その申請の区域に係る鉱床(放棄租鉱権が特定の鉱床を目的とするものである場合には、その申請に係る鉱床)と当該放棄租鉱権の租鉱床の区域(当該放棄租鉱権が特定の鉱床を目的とするものである場合には、その鉱床)を含む鉱床」と読み替へるものとする。

第三十六条の二十七第二項中「鉱床の周辺の掘採権」の下に「又は当該鉱床に重複する掘採

権」を加え、「その他の通商産業省令で定める」を「その他通商産業省令で定める事業の運営に関する」に改める。

第三十六条の二十八を削る。

第五十三条第二号中「第三十五条の十一第一項」を「第三十五条の十三第一項」に改める。

第六十七条の三の前の見出し及び同条から第六十八条までを削り、第六十七条の二を第六十八条とする。

第八十四条中「十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「第三項又は第四項」を削り、同条第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第三十五条の十一の規定による通商産業大臣の許可を受けないで石炭を掘採した者

第八十五条を削る。

第八十六条中「五万円」を「十万円」に改め、同条を第八十五条とする。

第八十七条中「三万円」を「五万円」に改め、同条を第八十六条とする。

第八十八条中「第八十四条から前条まで」を「前三条」に改め、同条を第八十七条とする。

附則第二条中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

(石炭鉱業経理規制臨時措置法の一部改正)

第二条 石炭鉱業経理規制臨時措置法(昭和三十八年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

(産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一部改正)

第三条 産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律(昭和三十八年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

(石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法の一部改正)

第四条 石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法(昭和四十二年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の規定中石炭鉱業合理化臨時措置法附則第二条の改正規定及び第二条から第四条までの規定は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に新エネルギー総合開発機構がした電力用炭の購入又は販売の契約については、第一条の規定による改正前の石炭鉱業合理化臨時措置法第二十五条第一項第十七号、第三十六条の二十八、第六十七条の三及び第六十七条の四の規定は、なおその効力を有する。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

石炭鉱業の現状にかんがみ、石炭対策の一層の推進を図るため、石炭鉱業合理化臨時措置法、石炭鉱業経理規制臨時措置法、産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律及び石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法が廃止するものとされる期限を昭和六十二年三月三十一日まで延長するとともに、石炭鉱業合理化基本計画の目標年度を昭和六十一年度に変更し、あわせて新エネルギー総合開発機構による電力用炭の購入及び販売の業務を廃止するほか、廃止事業者等が放棄した鉱床の区域に重複する鉱床がある場合等における石炭の掘採の制限を緩和する必要がある。これ

は、通商産業大臣の許可を受けた場合を除き、当該放棄鉱業権に係る鉱床において石炭を掘採してはならない。

が、この法律案を提出する理由である。

石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、石炭鉱業の現状にかんがみ、石炭対策の一層の推進を図るため、「石炭鉱業合理化臨時措置法」、「石炭鉱業経理規制臨時措置法」、「産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律」及び「石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法」が廃止するものとされる期限を昭和六十二年三月三十一日まで延長するとともに、石炭鉱業合理化基本計画の目標年度を昭和六十一年度に変更し、あわせて新エネルギー総合開発機構による電力用炭の購入及び販売の業務を廃止するほか、廃止事業者等が放棄した鉱区の区域に重複する鉱区がある場合等における石炭の掘採の制限を緩和する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正
  - (1) 石炭鉱業合理化基本計画の目標年度の変更
    - 石炭鉱業合理化基本計画の目標年度を現行の昭和五十六年度から昭和六十一年度に改める。
  - (2) 新エネルギー総合開発機構(以下「機構」という。)による電力用炭の購入及び販売の業務の廃止等
    - ① 機構が行う石炭鉱業の合理化等の業務のうち、電力用炭の購入及び販売に関する規定を削除する。
    - ② 電力用炭の販売価格等の特例に関する規定その他機構による電力用炭の購入及び販売の業務に関する規定を削除する。
    - (3) 放棄鉱業権に係る鉱床等における掘採の制限の緩和

- ① 廃止事業者等が放棄した鉱業権の鉱区の区域に重複する鉱区があるときは、その重複する鉱区については、当該鉱業権の放棄前に掘採することができるものとされていた鉱床以外の鉱床において石炭を掘採してはならない旨の規定を削除する。廃止事業者等が放棄した租鉱権の租鉱区の区域における石炭掘採の規制に関する規定も削除する。

- ② 廃止事業者等が放棄した鉱業権(以下「放棄鉱業権」という。)の鉱区の区域に重複する鉱区がある場合におけるその重複する鉱区の掘採権者は、その重複する区域においては、通商産業大臣の許可を受けた場合を除き、当該放棄鉱業権に係る鉱床において石炭を掘採してはならない。
- ③ 廃止事業者等が放棄した租鉱権(以下「放棄租鉱権」という。)の租鉱区の区域においても同様とする。
- ④ 通商産業大臣は、放棄鉱業権に係る鉱床における掘採許可の申請があつた場合において、その申請が次の各号に適合すると認めるときでなければ、許可をしてはならない。
  - (イ) その申請の区域における当該放棄鉱業権に係る鉱床と当該重複する鉱区に係る他の鉱床又は当該鉱区の周辺の採掘鉱区に係る鉱床とを一体的に開発することが鉱床の位置形状その他鉱床の状態からみて著しく合理的であること。
  - (ロ) その申請に係る採掘権者が鉱床の一体的な開発に関する適切な計画を有し、かつ、当該計画を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有することその他通商産業省令で定め

る事業の運営に関する基準に該当するものであること。

- ④ ③の規定は、放棄租鉱権の租鉱区の区域における掘採の許可に準用する。
- (4) 廃止期限の延長
  - この法律が廃止するものとされる期限を昭和六十二年三月三十一日まで延長する。
- (5) その他
  - 罰則規定その他所要の規定の整備を行う。

- 2 石炭鉱業経理規制臨時措置法の一部改正
  - この法律が廃止するものとされる期限を昭和六十二年三月三十一日まで延長する。
- 3 産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一部改正
  - この法律が廃止するものとされる期限を昭和六十二年三月三十一日まで延長する。
- 4 石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法の一部改正
  - この法律が廃止するものとされる期限を昭和六十二年三月三十一日まで延長する。
- 5 施行期日
  - この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、廃止期限の延長に係る規定は、公布の日から施行する。

百六十二億五千万円が計上されている。右報告する。

昭和五十七年三月十一日  
石炭対策特別委員長 枝村 要作  
衆議院議長 福田 一殿

〔別紙〕

石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議  
政府は、本法施行にあたり、保安確保を基礎とした石炭鉱業の安定のため、第七次石炭政策の着実な実施を図るとともに、特に、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 炭鉱間格差の是正については、来年度から実施される安定補給交付金の傾斜配分のほか、さらに共同事業の促進等施策の推進にあたり所要の配慮を払うこと。
- 二 石炭の安定供給のため、必要に応じコールセンター等の流通の整備合理化のための事業に対する新エネルギー総合開発機構の出資について検討すること。
- 三 国内炭優先使用の原則に立つてその需要の確保を図るとともに、基準炭価の決定にあたっては、経済性と安定性の調和の下に、国内炭の再生産の維持を図ることを基礎として適切な水準となるよう努めるとともに、制度の趣旨に照らし、これが遅滞なく実施されるよう措置すること。
- 四 封鎖鉱区等の再開発については、既存炭鉱の長期的な安定に資する計画的なものを対象とするよう運用すること。
- 五 採掘個所の深度化、奥部化の实情にかんがみ、保安確保対策に万全を期し、自主保安体制の一層の確立に努めるとともに、深部採掘技術と保安機器の研究開発を促進すること。

なお、夕張炭鉱の坑内残存者については、早急に収容されるよう適切な指導を行うこと。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費  
昭和五十七年度石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計予算石炭勘定において、石炭鉱業合理化安定対策費等として、千三

昭和五十七年三月十二日 衆議院會議録第十一号

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案及び同報告書 沖繩振興開発特別措置法等の一部を改正する法律案及び同報告書 三七八

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和五十七年二月九日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律

律

炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

附則第十六条中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

石炭鉱業の合理化に伴い離職を余儀なくされた炭鉱離職者に対して再就職に関する援護その他の措置を引き続き講ずるため、炭鉱離職者臨時措置法が廃止するものとされる期限を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、石炭鉱業の合理化に伴い離職を余儀なくされた炭鉱離職者に対して再就職に関する援護その他の措置を引き続き講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 廃止期限の延長

炭鉱離職者臨時措置法が廃止するものとされる期限を昭和六十二年三月三十一日まで延長する。

2 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、炭鉱離職者の再就職の現状等にかんがみ、炭鉱離職者対策を更に継続するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和五十七年度石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計予算石炭勘定において、炭鉱離職者援護対策費として十九億七千万八千円が計上されている。

昭和五十七年三月十一日

石炭対策特別委員長 枝村 要作

衆議院議長 福田 一敏

(別紙)

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行にあたり、炭鉱離職者緊急就労対策事業及び産炭地域開発就労事業については、就労者の就労及び生活の実態、産炭地域における雇用失業の状況を十分考慮し、産炭地域振興に効果的に寄与するよう必要な間、その計画的合理的実施に努めるとともに、雇用失業情勢が厳しい北海道等については、再就職促進のため、適切な対策を講ずべきである。

沖繩振興開発特別措置法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十七年二月九日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

沖繩振興開発特別措置法等の一部を改正する法律案

(沖繩振興開発特別措置法の一部改正)

第一条 沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「昭和四十七年度」を「昭和五十七年度」に改める。

第四十八条を次のように改める。

第四十八条 削除

第五十一条中「及びその他の地域のうち旧過疎地域対策緊急措置法第二条及び第二十三条の規定の例に準じ政令で定める基準に従い沖繩開発庁長官が自治大臣に協議して指定した地域」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

第五十五条第一項中「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)」を削る。

附則第三条第一項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和六十七年三月三十一日」に改め、同条第二項の表中「昭和五十七年度」を「昭和六十七年度」に改め、「第四十八条」を削り、「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和六十七年三月三十一日」に、「行なわれる」を「行われる」に改める。

別表家畜保健衛生所の項、結核療養所の項及び婦人相談所等の項を削る。

(沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第二条 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第八十条第一項(第四号及び第六号を除く。)、及び第三項、第八十二条、第八十三条第一項及び第二項、第八十四条第一項並びに第八十五条第一項の規定中「十年」を「十五年」に改める。(沖繩振興開発金融公庫法の一部改正)

第三条 沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。第十九条第一項第三号中「土地を取得し、

造成し、及び譲渡する事業又は土地を造成し、及び譲渡する事業」を「土地若しくは借地権を取得し、土地を造成し、及び土地若しくは借地権を譲渡する事業又は土地を造成し、及び土地若しくは借地権を譲渡する事業」に改め、「地方公共団体」の下に「並びに土地区画整理事業を行う者」を加え、同条第二項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 土地区画整理事業 土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第二条第一項に規定する土地区画整理事業をいう。

第二十七条第二項中「貸付金」の下に「政令で定める貸付金に限る。」を加え、「土地」を「住宅、土地又は借地権」に、「沖繩振興開発金融公庫宅地債券(以下「宅地債券」という。)」を「沖繩振興開発金融公庫住宅宅地債券(以下「住宅宅地債券」という。)」に改め、同条第三項、第五項及び第七項中「宅地債券」を「住宅宅地債券」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。ただし、第一条中沖繩振興開発特別措置法附則第三条第一項及び第二項の改正規定並びに第二条の規定は公布の日から、第三条並びに附則第三条及び第四条の規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(沖繩振興開発特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正前の沖繩振興開発特別措置法(以下「旧沖繩振興開発特別措置法」という。)、第三条の沖繩振興開発計画に基づく事業で、昭和五十七年度以後に繰り越される国の負担金又は補助金に係るものは、第一条の規定による改正後の沖繩振興開発特別措置法(以下「新沖繩振興開発特別措置法」という。)、第三条の沖繩振興開発計画(以下「新計画」とい

う。)に基づく事業とみなして、新沖縄振興開発特別措置法第五条から第八条まで及び第四十九条の規定を適用する。

2 この法律の施行の際、旧沖縄振興開発特別措置法第四十八条第一項の規定により関係行政機関の長が指定している同項に規定する市町村道等(過疎地域振興特別措置法(昭和五十五年法律第十九号)第二条第一項に規定する過疎地域に該当する地域以外の地域内のものに限る。)の新設又は改築で当該新設又は改築が完了していないものについては、旧沖縄振興開発特別措置法第四十八条の規定は、昭和六十一年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「振興開発計画」とあるのは、「振興開発計画(沖縄振興開発特別措置法等の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第 号)第一条の規定による改正前の沖縄振興開発特別措置法第三条の沖縄振興開発計画を含む。）」とする。

3 昭和五十七年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で、新計画が決定されるまでの間に、沖縄の振興開発のため緊急に実施する必要があるものとして沖縄開発庁長官が関係行政機関の長に協議して決定したものについては、当該事業を新計画に基づく事業とみなして、新沖縄振興開発特別措置法の規定(前項の規定によりなおその効力を有することとされる旧沖縄振興開発特別措置法第四十八条の規定を含む。)を適用する。

(公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正)  
第三条 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第二号及び第三項中「沖縄振興開発金融公庫宅地債券」を「沖縄振興開発金融公庫住宅地債券」に改める。  
(勤労者財産形成促進法の一部改正)  
第四条 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

昭和五十七年三月十二日 衆議院会議録第十一号

律第九十二号)の一部を次のように改正する。  
第六条第三号中「第二十七条第二項に規定する宅地債券」を「第二十七条第二項に規定する住宅地債券」に改める。  
(沖縄開発庁設置法の一部改正)  
第五条 沖縄開発庁設置法(昭和四十七年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「及び第四十八条」を削る。  
附則第三条第二項中「第九條第一項の」を「第九條第一項各号に掲げる」に、「前項の」を「第一項に規定する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。  
2 振興局は、第五条第三項に規定する事務のほか、昭和六十一年三月三十一日までの間、沖縄振興開発特別措置法等の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第 号)附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の沖縄振興開発特別措置法第四十八条の規定に係る事務をつかさどる。

理由  
最近における沖縄の社会経済情勢にかんがみ、引き続き沖縄の振興開発を図るため、沖縄振興開発特別措置法の有効期限を十年延長し、新たに沖縄振興開発計画を策定するとともに、これに基づき事業を推進することとするほか、沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特例措置のうち内国消費税及び関税に関する特例措置の適用期限をそれぞれ五年延長し、並びに沖縄振興開発金融公庫の業務について宅地造成事業に係る貸付対象の拡大等を図ることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

沖縄振興開発特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書  
一 議案の要旨及び目的  
本案は、最近における沖縄の社会経済情勢に

沖縄振興開発特別措置法等の一部を改正する法律案及び同報告書

かんがみ、引き続き沖縄の振興開発を図るため、沖縄振興開発特別措置法の有効期限を十年延長し、新たに沖縄振興開発計画を策定するとともに、これに基づき事業を推進することとするほか、沖縄の復帰に伴う内国消費税及び関税に関する特例措置の適用期限を延長し、並びに沖縄振興開発金融公庫の業務について宅地造成事業に係る貸付対象の拡大等を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。  
1 沖縄振興開発特別措置法の一部改正  
(1) 沖縄振興開発計画の期間を昭和五十七年度を初年度として十年間とすること。  
(2) 過疎地域振興特別措置法の適用に伴い、市町村における基幹道路の整備等の規定について所要の整理を行うこと。  
(3) 辺地に係る公共施設等の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律を沖縄に適用すること。  
(4) 沖縄振興開発特別措置法の有効期限を昭和六十七年三月三十一日までとし、所要の規定の整備等を行うこと。

2 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正  
沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置等の内国消費税に関する特例措置及び特定の製造用原料品に係る軽減措置等の関税に関する特例措置の適用期限をそれぞれ五年延長するとともに、所要の規定の整備を行うこと。

3 沖縄振興開発金融公庫法の一部改正  
(1) 住宅金融業務に係る宅地造成事業貸付けの対象事業を拡大し、及び土地区画整理事業を行う者を貸付対象者に加えること。  
(2) 宅地債券に代えて、住宅金融業務に係る貸付金に係る住宅、土地・借地権又はこれらを併せて譲り受けることを希望する者が引き受けるべきものとして、住宅地債券を沖縄振興開発金融公庫が発行できることとする。

4 その他  
(1) この法律は、昭和五十七年四月一日から施行すること。  
ただし、沖縄振興開発特別措置法の有効期限に関する規定及び沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正の規定は公布の日から、また、沖縄振興開発金融公庫法の一部改正に関する規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。  
(2) その他所要の経過措置等を設けること。

二 議案の可決理由  
沖縄の有する地理的、社会的特殊事情及び最近における沖縄の社会経済情勢にかんがみ、引き続き沖縄の振興開発、沖縄の復帰に伴う内国消費税及び関税の特例措置の適用期限の延長、並びに沖縄振興開発金融公庫の業務の拡大を行うおうとする本案の趣旨は妥当と認め、可決すべきものと議決した次第である。  
なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。  
三 本案施行に要する経費  
本案施行に要する経費として、約千三百七十二億五千万円が昭和五十七年度一般会計予算に計上されている。  
右報告する。  
昭和五十七年三月十一日  
沖縄及び北方問題に  
関する特別委員長 吉田 之久  
衆議院議長 福田 一殿  
〔別紙〕  
沖縄振興開発特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議  
政府は、本法の施行に当たり、次の諸点に留意し、今後の沖縄振興開発の推進に遺憾なきを期すべきである。  
一 沖縄の経済社会の厳しい事態の改善に引き続き努めるとともに、沖縄の有する特性を積極的に

に活用するよう沖縄の振興開発を推進することとし、所要の予算の確保に努めること。

二 引き続き社会資本の整備を進めるとともに、将来の補助負担率の在り方については均衡のとれた施設整備が図られるよう配慮すること。

三 増大する水需要に対処し、水の安定供給を確保するため、多目的ダム等の建設を促進しつつ、多角的な水資源の開発を促進するとともに、水の有効利用に努めること。

四 厳しい雇用情勢に対処するため、産業の振興を強力に推進するとともに、就業機会の増大、職業訓練の充実等沖縄振興開発特別措置法第六章を有効に活用して、雇用対策を積極的に進めること。

また、雇用対策とも関連して、公共事業等の執行に当たっては、県内企業の受注機会の確保について一層配慮すること。

五 産業の振興開発を進めるため、引き続き産業基盤の整備を推進するとともに、工業開発地区制度、中小企業の業種別の振興のための制度及び自由貿易地域制度の実現を図るよう努めること。

六 経済の振興及び社会の開発に対する沖縄振興開発金融公庫の役割の増大に配慮し、出融資が更に効果的に行われるよう努めること。

七 沖縄電力株式会社の民営移行に当たっては、沖縄の実態に配慮しつつ、安定的かつ適正な供給が確保されるよう万全を期すること。

八 米軍施設・区域については、日米両国において返還合意のあつたものについてその早期返還に努めるとともに、返還跡地の有効利用を図ること。

また、沖縄の実情に即して土地区画整理事業及び土地改良事業の積極的な促進を図ること。右決議する。

明治三十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

発行所  
東京都港区虎ノ門二丁目二番四号  
大蔵省印刷局 干 105  
電話 東京 五五 四二(大代)  
定価一部  
一〇円部